

方法書の審査書(案)

No.			
事業名	(仮称)大豊風力発電事業		
事業者名	株式会社ユーラスエナジーホールディングス		
事業実施区域	高知県長岡郡大豊町		
事業特性	事業の内容	<p>風力発電所設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所出力:27,500kW(最大) ・風力発電機の台数:2,500kW(最大) × 11基 ・ブレード中心高さ: 80m(最大) ・ローター直径:90m(最大) 	
	工事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置を行う。(浚渫工事、港湾工事は行わない。) ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。 	
地域特性	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の測定は、対象事業実施区域及びその周辺において行われていない。なお、平成22年度は高知県内の2市(高知市及び須崎市)において、全ての地点で環境基準を達成している。 ・一般地域(道路に面する地域以外の地域)における騒音の測定は、対象事業実施区域及びその周辺において行われていない。なお、平成22年度は高知県内の3市1町(南国市、香美市、宿毛市及びいの町)において、8地点中6地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成している。 	
	騒音・超低周波音	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、騒音規制法に基づく規制地域に指定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する地域における騒音の測定は、対象事業実施区域及びその周辺において行われていない。なお、平成22年度は高知県内では、評価区間延長34.3km、総評価戸数4,423戸のうち97.6%で昼間、夜間ともに環境基準を達成している。 ・自動車交通騒音の測定は、対象事業実施区域及びその周辺において行われていない。 <p>なお、平成22年度は高知県内の道路に面する地域における騒音の測定において、要請限度を超過した地点はない。</p>	
	振動	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、振動規制法に基づく規制地域に指定されていない。</p>	
	水質	<p>対象事業実施区域の北側を流れる吉野川(上流、AA類型)における平成22年度の水質測定結果は、健康項目及び生活環境項目(BOD、SS)ともに環境基準を達成している。</p>	

底質	記載なし
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺の主な地形は、西側は「中起伏山地」及び「山頂、山腹緩斜面」であり、その他は「大起伏山地」及び「山頂、山腹緩斜面」となっている。 対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、西側は「御荷鉢緑色岩類」であり、その他は「泥質岩」及び「チャート」が分布している。 対象事業実施区域及びその周辺に典型地形等の重要な地形及び地質はない。
動物	対象事業実施区域を含む大豊町及びその周辺を対象とした既存資料の結果では、哺乳類3種、鳥類33種、両生類2種、昆虫類49種、魚類4種、貝類12種の計103種の重要な種を確認した。
植物	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺の植生は、大半がスギ・ヒノキ植林であり、対象事業実施区域内の西側及び東側の一部にコナラ群落が存在している。 対象事業実施区域の東側約300mに、重要な群落である「杖立山のマルバノキ」が存在している。
生態系	<p>＜樹林地＞</p> <p>対象事業実施区域内の植生は、大半が代償植生であるスギ・ヒノキ植林及びコナラ群落であり、周辺には僅かにアカマツ群落が存在する。</p> <p>当該地域では、これらの木本植生を基盤として構成される植物種が生産者として位置している。生産者を直接消費する一次消費者として、バッタ類及びガ類等の植食性昆虫類、ニホンリス等の植食性小型哺乳類が、その高次には、昆虫類を餌とする爬虫類及び鳥類、さらに高次にはタヌキ等の雑食の中型哺乳類が、最上位種として、クマタカ及びフクロウ等の猛禽類が存在する生態系が成立していると考えられる。</p> <p>＜草地及び耕作地＞</p> <p>対象事業実施区域内には草地及び耕作地は存在しないが、対象事業実施区域周辺の谷部には水田雜草群落や畠地雜草群落が存在する。</p> <p>当該地域では、イネ科草本等が生態系の基盤となる主な生産者として位置している。生産者を直接消費する一次消費者として、バッタ類及びチョウ類等の植食性昆虫類が、その高次には昆虫類等を捕食する爬虫類及び鳥類、さらに高次にはイタチ類等の雑食の中型哺乳類が位置する。最上位種として、オオタカ等の猛禽類が位置する生態系が成立していると考えられる。</p> <p>＜水域＞</p> <p>対象事業実施区域近傍の水域としては、穴内川の他、渓流や沢が存在する。</p> <p>水域における生態系の基盤となる生産者としては、付着藻類及び渓流辺植物が考えられる。それを採食する一次消費者として、カワゲラ類、カゲロウ類及びトビケラ類等の水生昆虫が、その高次にサワガニ等の甲殻類やアマゴ等の魚類が位置し、最上位種に魚類等を捕食するヤマセミやカワセミ等の鳥類が位置する生態系が成立していると考えられる。</p>
景観	対象事業実施区域及びその周辺の自然景観資源は、「竜王の滝」、「轟の滝」及び「塩降の滝」等が存在している。

触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場は、「杖立山への登山道」、「ゆとりすとパークおおとよ」等が存在する。
廃棄物等	対象事業実施区域の周囲50km以内における産業廃棄物処理施設数は、中間処理施設が93施設、最終処分場が9施設ある。
その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域及びその周辺の施設としては、対象事業実施区域の西側約1.5kmに大豊町中学校、大杉保育所、大杉小学校及び大杉中央病院がある。また、対象事業実施区域の周辺には民家が点在しており、最寄りの民家までの距離は、約0.6kmである。
環境影響評価の項目	参考項目との差異 別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書P.114～P.159参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解：資料2-2-3参照 関係都道府県知事意見：資料2-2-4参照
審査結果	環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

第4.1-2表 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	一造成時等的施工による影響	施地設の変存及び在び	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			
		その他	低周波音					○
	水環境	水質	水の濁り		×	○		
		底質	有害物質		×			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×	
		その他	風車の影 (シャドーフリッカー)					○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動植物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く)			○	○		
		海域に生息する動物			×	×		
	植物	重要な種及び重要な群落 (海域に生息するものを除く)			○	○		
		海域に生育する植物			×	×		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観				○		
	活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○			
		残土			○			
電波障害							○	

備考:

- 一 ■は「発電所アセス省令」第7条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目であり、「○」は環境影響評価の項目として選定する項目、「×」は環境影響評価の項目として選定しない項目を示す。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- イ 工事の実施に関する内容
 - (1) 工事用資機材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
 - (2) 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」「重要な種」「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 五 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
- 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数のものが利用している眺望する場所をいう。
- 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

注:「電波障害」は「発電所アセス省令」第7条第3項に掲げる「環境要素」に含まれないが、周辺に住居等が存在するため評価項目として選定する。